

第2部 風水害等対策編

第1章 総 則

第1節 目 的

第1項 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づいて、鈴鹿市防災会議が作成する計画であり、市域の災害予防・減災対策、災害応急対策及び復旧・復興計画対策を定め、行政、防災関係機関及び市民による防災活動を総合的に実施することにより、風水害による被害の軽減（減災）を図り、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とする。

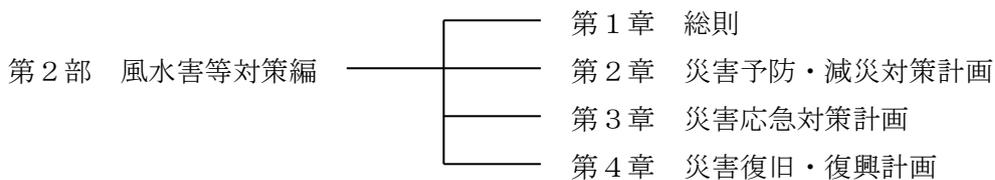
第2項 計画の基本方針

この計画は、市、防災関係機関、事業者、地域、市民の総合力で風水害対策に取り組むことを基本方針とする。

そのために、市や県等の防災関係機関が実施する災害予防・減災対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することと併せて、事業者、地域、市民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」、「共助」、「公助」の有機的な連携を図れる体制作りを目指す。

第2節 構 成

風水害等対策編の構成は次のとおりとする。



第3節 防災機関の業務大綱

災害の発生を防止又は軽減し、市民の生命及び財産の保全のため実施すべき市の事務、業務の大綱を以下のように定める。また、国、県及び防災関係機関が防災に関して処理すべき業務は、概ね以下のとおりである。

第1項 市

市は、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策について次のことを実施する。

- 1 鈴鹿市防災会議に関する事務を行うこと
- 2 鈴鹿市災害対策本部条例の定めるところにより、本部、支部を設置し、廃止すること
- 3 本部その他防災に必要な組織を整備すること
- 4 本部会議を開き、防災上必要な対策を講じること
- 5 防災行政無線等の通信施設の整備と運用を図ること
- 6 関係機関と一体となり、防災訓練を行うこと
- 7 市民に対する防災知識の普及、啓発に努めること
- 8 予警報又は災害情報を、本部、支部、県本部、県地方部及び被災住民等に対し連絡すること
- 9 危険区域内にある住民に対し、避難の勧告、指示並びに被災者の救出及び保護（食料、衣料、生活必需品等の供給、給水、仮設住宅等の建設、医療及び助産等）を行うこと
- 10 ボランティアの受入れに関する措置を行うこと
- 11 災害時における被災地域の清掃及び防疫を行うこと
- 12 民間運輸機関等の協力を得て、緊急時における輸送の確保を行うこと
- 13 災害前後における児童・生徒の身体生命の保全と教育の措置を講じること
- 14 防災に関する資機材の備蓄及び防災施設の整備点検を行うこと
- 15 消防、水防、その他応急措置を行うこと
- 16 施設及び設備の応急復旧を行うこと
- 17 災害復旧を行うこと

第2項 県

県防災計画に掲げる所掌事務について防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

第3項 指定地方行政機関等

指定地方行政機関、指定公共機関等の処理すべき業務の大綱については、県防災計画の定めるところによるが、各機関の業務は、概ね次のとおりとする。

1 国土交通省三重河川国道事務所

- (1) 公共土木施設の整備と防災管理
- (2) 水防のための情報等の伝達と水害応急対策
- (3) 被災公共土木施設の復旧

2 東海農政局三重県拠点

災害時における主要食糧の需給対策

3 津地方気象台

災害に関する気象情報の連絡

4 自衛隊

- (1) 災害派遣の計画及び準備に関すること
- (2) 災害派遣の実施に関すること

5 鈴鹿警察署

- (1) 交通の整理規制に関すること
- (2) 救出・避難及び行方不明者の調査に関すること
- (3) 犯罪予防及び警備情報に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

- ア 電報，電話その他通信施設の整備及び防災対策並びに管理に関すること
- イ 災害における防災関係機関等との緊急通話の確保に関すること
- ウ 通信施設の被災状況の調査と復旧に関すること

(2) 中部電力パワーグリッド株式会社鈴鹿営業所

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 電力供給設備へ必要な応急対策を含む，災害防止措置の実施
- ウ 市，警察，関係会社等との連携
- エ 発災後の電力供給施設被害状況の把握及び復旧計画の立案
- オ 電力供給施設の早期復旧の実施
- カ 被害状況，復旧見込み，二次災害防止など広報活動の実施

(3) 日本郵便株式会社鈴鹿郵便局

災害時における郵便事業の運営の確保及び災害特別事務取扱並びに援護対策の実施

(4) 鈴鹿市医師会

- ア 医師会救護班の編成及び連絡調整
- イ 医療，助産等救護活動の実施

(5) 三重交通株式会社中勢営業所

- ア 車両施設等の整備及び防災対策並びに管理に関すること
- イ 災害時におけるバス輸送に関すること

第1章 総則

ウ 車両施設等の被害状況調査及び災害復旧に関すること

(6) 自動車運送関係企業

災害応急活動のため、市長の車両借り上げ要請に対する即応態勢の整備及び配車

(7) 報道機関

ア 市民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の報道に関する対策並びに方法に関すること

イ 市民に対する情報等の報道に関すること

ウ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること

(8) ガス事業者（三重県鈴鹿LPガス協議会及び東邦ガス株式会社北勢導管課）

ア 供給設備の安全性の強化

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 平素から災害予防のための整備を図ること

(2) 災害時の応急対策を講ずること

(3) 市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力すること

第2章 災害予防・減災対策計画

災害の発生を未然に防止するため、突発的な気象現象にも対処できるよう、平常時から注意と関心を払うとともに、災害が発生した場合においても、その被害を最小限にとどめるための諸施設の整備、物資及び資材の備蓄、組織の充実及び訓練を行う事業又は事務に関する計画を定める。

第1節 治水計画

第1項 計画の主旨

集中豪雨等の災害を未然に防止するため、河川等の防災計画に十分な注意を払い、これに堪え得る将来性のある計画を国、県とともに実施する。

また、近年の災害では、全国各地において異常気象による豪雨や、台風の大型化による浸水被害が頻発している。過去にも、浸水被害の発生頻度が高い地区では、河川、排水路の改修、調整池等の整備を実施することで、浸水被害の軽減を図っているが、都市化の進展による雨水等の流出量の増加、想定を上回る降雨の増加により、浸水へのリスクが高まっていることから、本市では、「鈴鹿市総合雨水対策基本計画（平成30年度策定）」に基づき、浸水被害の軽減に努める。

第2項 市が実施する対策

1 現状

本市は、河川は1級水系1＝15河川、2級水系3＝5河川、準用河川24河川に分かれ、鈴鹿川水系を中心とする鈴鹿川左岸側の区域と同右岸側の金沢川、堀切川、中ノ川を中心とする区域に分けられる。

資料編2 防災上注意すべき自然的社会的条件

2 計画の策定（産業振興部、土木部、都市整備部、上下水道局）

集中豪雨等の災害を未然に防止するため、国、県の改修事業等の導入を図り、河川施設、海岸施設、農業用施設、下水道（雨水）施設、排水施設等の整備を行い、総合的な治水対策を計画する。

鈴鹿市水防計画を参照

3 浸水被害の軽減対策（土木部）

（1）重点地区の選定・整備

過去に大きな浸水被害が発生した地区を重点地区として位置付け、重点地区から優先的に河川の改修、雨水幹線、ポンプ場等の施設整備の実施に加え、施設の適正な維持管理、保全等を実施し、浸水被害の軽減に努める。

(2) 内水ハザードマップの更新

過去に家屋の浸水被害が発生した地域の実績図を明記した現行の内水ハザードマップから、浸水シミュレーション結果等を用いた内水ハザードマップの作成に努める。

4 「Myまっぷラン+（プラス）」の活用

デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路の作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画づくりの促進を図る。

第2節 治山計画

第1項 計画の主旨

山地災害を防止するため、危険地の調査を引き続いて行うとともに、国、県の治山事業と同時に治山対策を兼ねた育林事業を推進する。

第2項 市が実施する対策（産業振興部, 土木部）

県に対して、継続した治山事業の実施を要望する。また、災害発生が予想される危険地域については、防災パトロールの強化に努めるとともに、地域住民への周知を図り、早期自主避難などにより被害の未然防止に努める。

資料編2 防災上注意すべき自然的社会的条件

第3節 地盤災害防止計画

第1項 計画の主旨

土石流，地すべり，がけ崩れ，地割れ，擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう，住民への周知，適正な土地利用及び予防措置の指導，防災体制の整備等の対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 現状

市域には，県が調査した土石流危険溪流27箇所，急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所189箇所（砂防指定箇所40箇所），地すべり危険箇所2箇所（地すべり指定箇所1箇所），山腹崩壊危険地区6箇所，崩壊土砂流出危険地区14箇所，三重県が平成25年度から令和2年度にかけて指定した土砂災害警戒区域238箇所がある。

土砂災害危険箇所については，県により緊急施工の必要にある箇所から砂防工事等が実施され，危険区域内における有害行為の制限，防災措置の指導・勧告等がなされている。

また，これら危険箇所における警戒避難体制の確立等総合的な土砂災害対策が推進されている。

資料編2 防災上注意すべき自然的社会的条件

2 土砂災害の防止（危機管理部，産業振興部，土木部）

- (1) 急傾斜地崩壊等による災害予防のため，関係住民に対して，土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。また，がけ崩れ等を誘発するような危険行為を行わないよう指導するとともに，関係者自らがけ地等を観察して現状を把握するよう奨励する。
- (2) 必要に応じパトロール等を実施して，土石流危険溪流，急傾斜地崩壊危険箇所，地すべり危険箇所，山地災害危険地区等について実態の把握に努め，早期の自主避難などにより被害の未然防止を図る。
- (3) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定された区域については，区域毎に警戒避難体制を整備する。
- (4) 警戒避難体制の整備に当たっては，災害情報の収集と伝達の円滑化を推進するため土砂災害情報提供システムを活用する。

〔警戒避難体制の内容〕

- ア 避難所の設置
- イ 避難指示等の発令時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者

オ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知

カ 崩落危険箇所の把握

キ 崩落危険箇所のパトロール

ク その他必要事項

資料編2-10 土砂災害警戒区域

3 農業用ため池改修事業（産業振興部）

市域の農業用ため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進んでいるものもあるため、緊急度が高い農業用ため池から補強対策や統廃合等の改修工事を実施する。

また、平成30年7月豪雨では、防災重点農業用ため池ではない小規模な農業用ため池で被害が発生したことから、国（農林水産省）により「防災重点農業用ため池」の具体的な基準が設定されたため、本市においても国の基準に基づき「防災重点農業用ため池」の見直しを実施するした。

なお、ソフト対策として、「ため池ハザードマップ」を市公式ホームページ上で公表しているため、引き続き同マップの周知を図る。

資料編2-1 防災重点農業用ため池

資料編2-2 その他の農業用ため池

4 宅地災害の防止（都市整備部）

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例、鈴鹿市開発事業指導要綱等により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(1) 宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の地域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。

(2) 梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、県が毎年5月を宅地防災月間と定め、期間中は市・県合同で防災パトロールを行い、現地で適切な指導を行う。

また、宅地災害が発生する恐れがある場合には、県が改善指導などの措置を行う。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

(4) 被災宅地危険度判定体制の整備及び制度の周知

災害時に被災宅地危険度判定活動が円滑に行えるよう、県及び三重県建築物震後対策推進協議会と連携してその体制づくり及び制度の周知に努める。

5 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策（危機管理部、子ども政策部、健康福祉部、土木部）

第2章 災害予防・減災対策計画

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、障がい者等の災害時要援護者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施するよう県に要請する。

6 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部、健康福祉部、子ども政策部、教育委員会）

土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある（同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった）場合については、予め施設の名称及び所在地をリスト化する。

また、対象となる施設が避難確保計画を策定した際は、同計画に基づき避難訓練等を定期的に行うよう支援する。

資料編2-12 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設

第4節 火災予防計画

第1項 計画の主旨

火災の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大防止を図るため、火災の予防対策を推進する。

第2項 市が実施する対策（消防本部）

1 火災予防対策

(1) 火災予防運動等の実施

火災予防対策の充実を図るため、関係機関及び各種団体などの協力のもとに春・秋季火災予防運動、歳末火災警戒運動、文化財火災予防運動、危険物安全週間等の実施、広報すずか、消防だより等の防火広報により事業所及び一般家庭等に防火意識の普及高揚を図り、きめ細かな防火情報を提供して市民一人ひとりの防災意識を高め、無火災都市の実現を目指す。

また、災害に対する日頃の備えを図るため、実践に即した防災研修や訓練を積極的に推進して市民の安全の確保を図り、防災の知識、災害時の正しい行動を身につけさせ「防災行動力」を高める。

(2) 木造住宅密集地域の火災予防

木造家屋が密集し、かつ、道路が狭く消防活動が非常に制約され、延焼拡大が大きいと予想される地域に所在する防火対象物については、特に火災予防対策の徹底を図るとともに自主防火管理の推進を図る。

(3) 中高層建築物の火災予防

ア 中高層建築物（4階以上）に対する立入検査を励行して消防用設備の維持管理状況、避難、初期消火、通報連絡その他防火管理体制の強化について指導を行う。
イ 発災に備え、居住者、従業員その他関係者による消火、避難、通報連絡その他の訓練を随時行うよう指導する。

(4) 文化財の火災予防

市内には、古き良き文化財が保存されている。これら文化財は、かけがえのない貴重な財産であり、次代に引き継いでいく上からも、各所有者・管理者に防災意識の高揚と防火対策の徹底を図る。

(5) 車両の火災予防

電車、バス等旅客輸送車両を始め、危険物運搬車両等を対象に立入検査を行い、消火器の設置、維持管理の状況及び避難誘導等について指導を行い、乗客の安全確保と車両火災等の未然防止に努める。

(6) 予防査察

火災を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るために、消防職員が防火対象物、危険物施設等に計画的に立入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について検査及び質問を行い、立入検査の結果に基づいて火災予防上の法令違反及び不備欠陥事項については、関係者に対し、口頭又は文書により指摘、指導し、その是正を促すとともに、経営者、防火管理者、従業員等の自主防火管理の意識の高揚を図る。

(7) 防火管理者

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物においては、消防法第8条に基づいて、管理権原者に防火管理者を選任させ、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱に関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせるため、立入検査等において指導し、その重要性を認識させ、防火管理の徹底を図る。

また、毎年、防火管理者資格習得講習会を開催し、その資格を取得させ、防火対象物の関係者に防火管理に関する理解と関心を深める機会をつくり、防火管理体制の質的強化を図る。

(8) 建築物の不燃化

建築物の耐火構造化及び内装材の不燃化を促進するため、次の施策の推進を図る。

ア 都市計画法（昭和43年法第100号）第9条の規定に基づく準防火地域の指定

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく消防同意制度及び消防法第8条の3の規定に基づく防災規制に係る効果的な運用を図り、総合的な防災対策を推進する。

(9) 消防力の強化

市は、次により公設消防力の強化に努める。

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（改正平成26年10月消防庁告示第28号）に示された市町村が消防力の整備を進める上での整備目標に近づけるため、年次整備計画により、人員、消防機械器具、消防水利、消防通信施設等の整備充実を推進する。

また、消防職員の健康管理、体力練成、能力開発、適正な人事配置、装備

の軽量化、動力化など、長期にわたって高齢化に対応するための総合施策を計画的に推進する。

イ 自衛消防力の強化育成

火災に対する初期消防体制の万全を期するため、事業所における防火管理者制度の徹底と結びつけて、自衛消防組織の指導育成を行うとともに、各地区自治会が組織する自主的消防・防災組織に対して積極的に指導育成を行い、災害に強いまちづくりを目指す。

ウ 消防団の育成・指導

消防団は地域防災の要であり、的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保に努めるとともに、入団促進、イメージアップ活動を行う。

エ 消防教育訓練の充実

多様化する災害に対応できるよう、職員の技術・知識の向上を行うため、県消防学校、消防大学校への入校、各種講習会に積極的に参加させる。

オ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」（改正平成26年10月消防庁告示第29号）に基づいて、整備充実を図る。

また、災害時の消防水利の多様化を目的に、耐震性防火水槽を年次的に市内全域に設置し、河川底等自然水利取水施設の維持管理に努める。

資料編3-1 消防水利状況

2 防火対象物に係る表示・公表制度の実施

(1) 防火対象物定期点検報告制度の導入

これは、防火対象物の関係者に防火管理の必要性を認識させるとともに、よりきめ細かい防火管理が必要であるという判断に基づくものである。

この点検の結果、防火管理が良好であると認められた防火対象物には、「防火基準点検済証」の表示を行うことができる。

また、防火基準点検済証の表示を行うことのできる防火対象物で、一定の要件を満たす場合は、定期点検報告制度の特例認定の申請を行うことができ、特例認定されれば、3年間の点検及び報告が免除され、「防火優良認定証」の表示を行うことができる。

さらに、適マーク制度の廃止により、適マーク制度の対象となっていた旅館ホテル等のうち、消防法令を順守している対象物は、「防火自主点検済証」の表示を行うことができる。

いずれかの表示により、防火対象物の利用者に対し当該対象物が消防法令に

適合しているという情報を提供する。

(2) 措置命令等の発動要件の明確化

さらに、措置命令により違反防火対象物についての情報を市民に公開することにより、市民の防火安全に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置等を促進するため公表を行う。

第5節 危険物施設等災害予防計画

第1項 計画の主旨

危険物、ガス、毒劇物及び火薬類は、その取扱を誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発する恐れがあるため、危険物等の施設管理者、所有者又は占有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第2項 市等が実施する対策

危険物施設

1 危険物製造所等に対する指導（消防本部）

消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下、「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、また、特定危険物施設に対しては、予防規程の作成及び施設保安員制度、自衛消防組織の確立について指導し、法令基準に適合するよう維持管理されているか、その確認を行う。

また、関係法令に基づく構造、設備基準の遵守及び、設置地盤に応じた施設の耐震化、耐浪の促進等、その都度災害予防上必要な指導を行う。

2 危険物運搬車両に対する指導（消防本部）

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者、運転者に対し移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、警察の協力を得て、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施（消防本部）

危険物製造所等の施設管理者、所有者又は占有者（以下、「管理者等」という。）は、取扱者に対し、保安教育訓練を実施し安全管理の徹底を図る。消防機関は管理者等が行う保安教育、訓練について、必要な助言指導を行う。

LPガス、都市ガス

LPガス及び都市ガス（以下、「ガス」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、LPガス販売事業者、都市ガス事業者及び取扱者（以下、「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

1 保安、防災体制の確立（消防本部）

「高圧ガス保安法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく取扱について技術上の基準に適合するよう関係事業者に対し指導するとともに、消防法の規定による届出を励行させ災害の防止と公共安全の確保に努めるほか、関係事業所の指導と技術上の基準適合を維持するため、製造、販

売、貯蔵、消費設備等各場に対する立入検査を実施し、違反施設に対しては、法令に適合させるよう指導する。

2 土木工事におけるガス埋設管の安全対策（土木部等）

(1) 道路管理者及び警察機関は、ガス管等の埋設されている道路について、道路法に基づく道路の占有許可を与える際には、当該申請者に対し、次の事項について、指示又は条件を付する。

ア 地下埋設物の管理者と十分協議のうえ、工事施工箇所の地下埋設物の位置を確認できる図面を提出すること。

イ 掘削の際は、工事による地盤沈下、崩壊予防並びに地下埋設物を防護するための十分な対策を講ずること。

ウ 地下埋設物に影響のある掘削は人力により施工すること。

エ 工事着工の前日までに鈴鹿市消防署等関係機関及び地下埋設物の管理者に工事予定期間を了知させるとともに、危険防止について協議し指導助言を受けること。

オ 工事箇所についての通行止め、迂回路、危険箇所等の標識を要所に設置すること。

カ 工事の施工を下請させる場合において、元請者は、上記事項を十分周知徹底させること。

3 緊急時の対応

ガスの供給停止は、原則としてガス事業者が行うものとするが、ガス漏れ等の現場に、消防又は警察機関がガス事業者よりも先に到達した場合等で、消防又は警察機関がガス災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、消防又は警察機関がガスの供給遮断を行う。

高圧ガス

工事等において、取り扱われている高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、県は各施設の把握に努め、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

毒物劇物

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、次の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物危険防止規定の策定
- (2) 定期点検及び補修の実施
- (3) 安全教育及び訓練の実施
- (4) 事故対策組織の確立

第3項 危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

危険物施設

1 危険物所有所等の予防対策

管理者等は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災、爆発防止のための必要な措置を講じる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な措置を講じる。

また、関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化、耐浪の促進に努める。

(4) 保安体制の整備、確立

管理者等は、緊急時における保安体制の整備と市、消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

管理者等は、定期的にあるいは必要が生じた際は、その都度教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

資料編 12-1 危険物施設地区別状況、12-2 市内主要危険物施設状況

LPGガス、都市ガス

1 資料の提供

(1) ガス事業者は、集合供給施設及び大型企業、地階、中高層建築物等並びに不特定多数の者が出入りする建築物で、関係機関が必要と認める場所におけるガス導管及び遮断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規定、その細則、その他の資料で防災活動上必要なものを、必要とする関係機関に提出する。

(2) 各関係機関は、ガス漏えい防除に必要な施設及び資機材等の資料を相互に交換する。

2 ガス供給施設の安全対策

(1) ガス事業者等は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

- (2) ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留する恐れのある場所に、漏えいした場合、これを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

3 ガス供給施設等の管理の徹底

- (1) ガス事業者等は、ガス供給施設の点検を定期的を実施し、施設の管理を徹底する。
また、関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化、耐浪を促進に努める。
- (2) ガス事業者等は、ガスの消費施設の点検を定期的に行うとともに、消費者に対し保安指導を行う。
- (3) 各関係機関は、平素からガス災害対策上必要最小限度の資機材を確保しておく。
- ア 可燃性ガス検知器，可燃性ガス測定器
 - イ 酸素，有毒ガス測定器
 - ウ 空気呼吸器
 - エ 耐熱服
 - オ 放水台座
 - カ エアーソー
 - キ 防爆型懐中電灯
 - ク その他必要な災害対策用資機材

4 土木工事におけるガス埋設管の安全対策

- (1) ガス事業者等は、工事中の巡回点検，指導を強化するとともに，必要に応じ安全点検を行うこと。
- (2) ガス事業者等は，事故発生に備え，緊急車の配置とガス検知器等の防災資機材を常時整備すること。
- (3) 大口ガス消費者は，責任者を定めガス使用開始時及び終了時に，必ず設備の点検を行うよう努める。

5 緊急時の対応

- (1) 電気事業者は，消防及び警察機関との協議により，ガス漏れ現場等の電源を速やかに遮断する。
- (2) 大口ガス消費者は，ガス漏れ等の異常時における避難誘導及びガス事業者等への通報訓練等を行う。
- (3) 二次災害の抑止活動
ガス遮断後のガス供給再開は，二次災害発生の防止を図るため，ガス事業者が行う。

6 ガス消費者に対する啓発

ガス事業者等は，ガス消費者に対し，保安意識の高揚を図るため，ガスが漏えいした場合等危険防止のための必要な措置を記した広報パンフレットを配布し，必要な啓発を行う。

第4項 市民が実施する対策

ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努めるとともに、ガス器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。

第6節 林野火災予防計画

第1項 計画の主旨

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多い。一度林野火災が発生すると、地理的条件等によってその消火活動は極めて困難となるため、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになり、気象状況によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が少なくない。林野火災の防止については、本計画により万全を期する。

第2項 市が実施する対策（産業振興部、消防本部）

1 林野火災消防計画の確立

昭和60年11月1日に2市1町（鈴鹿市、亀山市、旧関町）において、大規模な林野火災に対処しうる体制を整えており、加えて小火災に対しても早急な対応を図るよう体制の充実に努める。

2 林野所有（管理）者の予防対策

林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

- (1) 防火線、防火樹帯の整備及び造林地に防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化
- (4) 火入れに当たっては、森林法に基づく鈴鹿市火入れに関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第33号）による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（12月～3月）における見回りの強化
- (6) 林野火災消火用諸資機材の整備

3 監視体制の確立

市は、県と一体となって、林野火災防止のため、林業普及指導員等と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令時においては、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等万全の対策を推進する。

4 空中消火

林野火災の発生状況によっては、陸上における消火活動では鎮圧できないことが予想されるため、三重県防災ヘリコプターを活用するほか、陸上自衛隊の支援を受け、空中消火活動の実施を要請する。

5 防災思想の普及

関係機関の協力を得て、住民等に対し、「山火事予防週間」等の行事を通して森林愛護並びに防火思想の普及啓発を図る。

第2章 災害予防・減災対策計画

なお、登山、道山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、「火気取扱注意の掲示」・「キャンプ地等の指定炊はん場所の設置」等の措置を講ずる。